

概要版

第9期蕨市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画
令和6年度～令和8年度



令和6年3月



蕨市

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の背景と趣旨

平成12年度の介護保険制度の開始以降、8期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。令和5年度末で第8期計画(令和3～5年度)が終了となるため、令和6～8年度までの3年を計画期間とする第9期計画を策定します。

第6期計画(平成27～29年度)は、いわゆる団塊世代の方々がすべて75歳以上となる令和7年度に向けて、第5期計画で開始した「地域包括ケア」実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していく計画として位置づけられていました。

第7期計画では、「地域包括ケアシステム」構築の中間段階として、構築の深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための取り組みを進めるとともに、令和7年のサービス・給付・保険料の水準(第8期では令和22年のサービス・給付)も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図っています。

第9期計画においても、従来取り組んできた事業等を踏まえながら、介護サービス需要がピークを迎える地域もあるなど、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤の整備方針を検討し、計画を策定する必要があります。

2 蕨市の高齢者を取り巻く状況

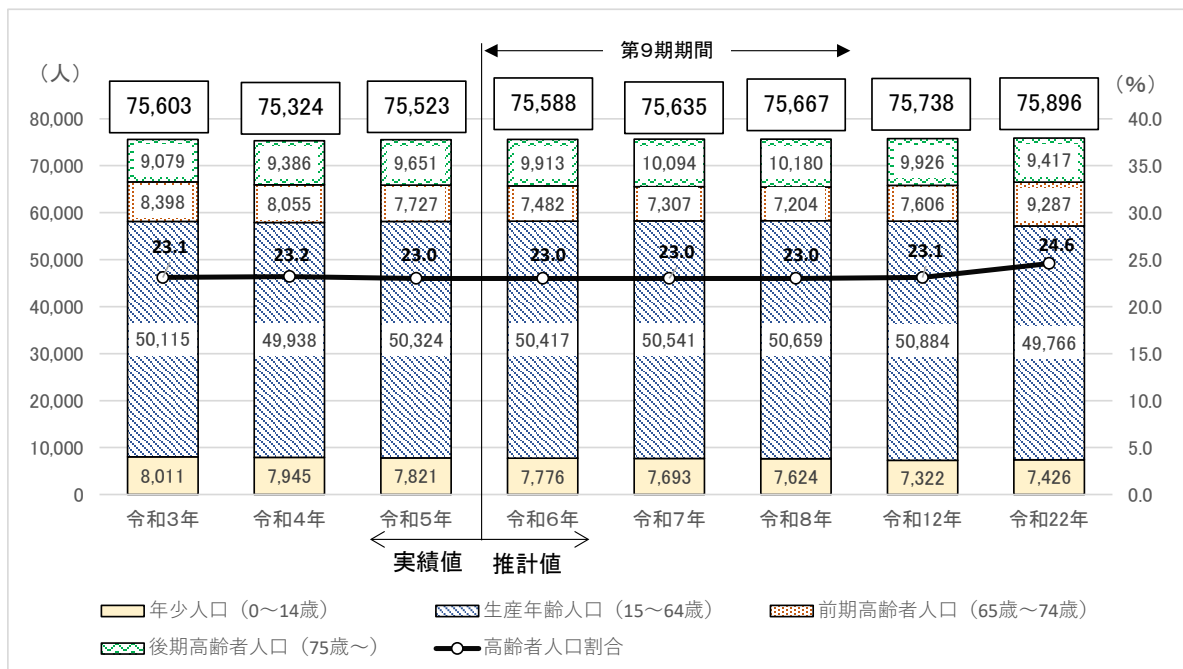
(1) 人口動態

本市における将来人口の推計は、総人口はほぼ横ばい傾向で推移し、計画の最終年となる令和8年の総人口は75,667人と推計されます。

高齢者人口もほぼ横ばいで推移すると想定されており、令和8年には前期高齢者(65～74歳)が7,204人、後期高齢者(75歳以上)は10,180人となることを見込まれます。高齢化率(65歳以上の人口割合)は、約23%の横ばいで推移する見込みです。

なお、令和12年における総人口は75,738人、高齢化率は23.1%に、令和22年における総人口は75,896人、高齢化率は24.6%に達する見込みとなっています。

■蕨市の人口推移と見通し

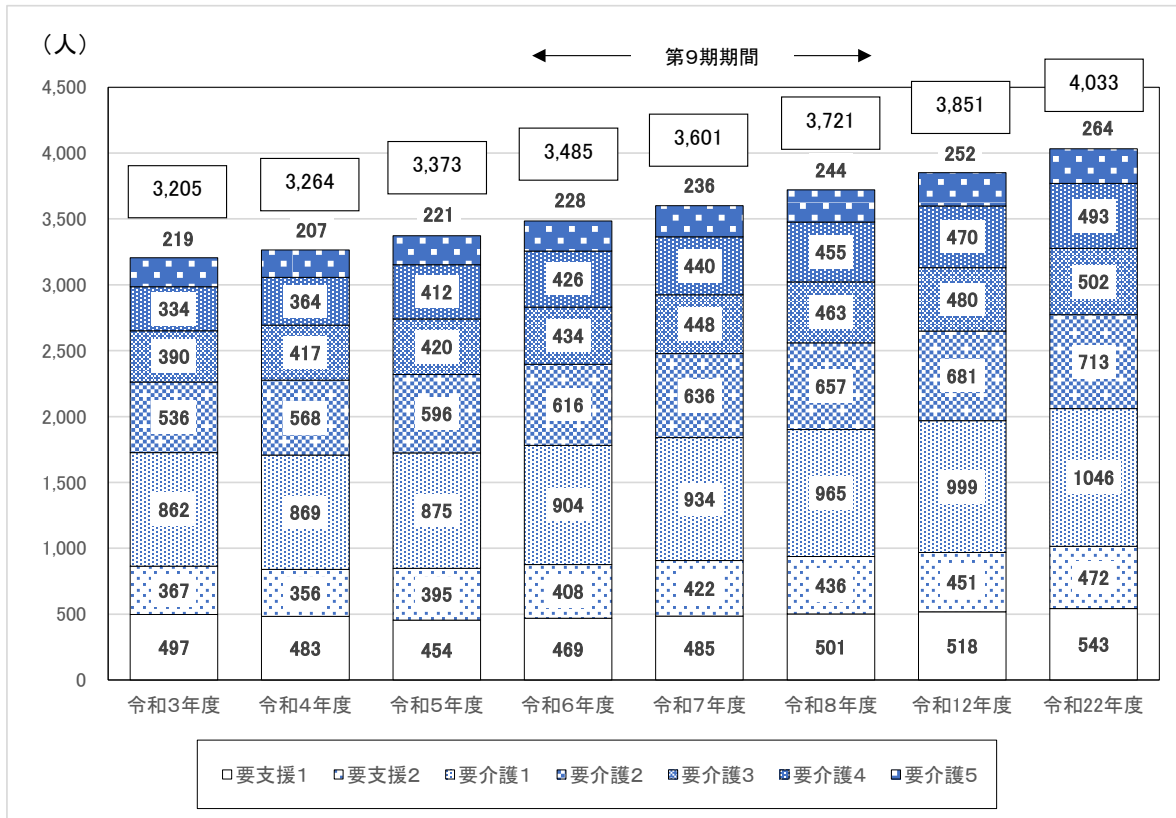


資料:住民基本台帳(各年10月1日)及び住民基本台帳を元に推計

(2) 要支援・要介護認定者の見込み

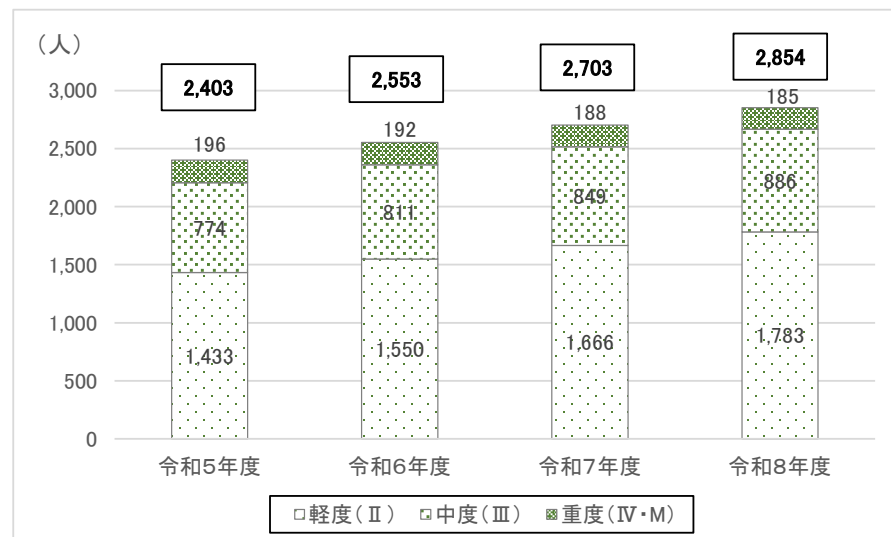
要支援・要介護者についてみると、要支援・要介護者認定数は増加傾向にあり、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度の各年においても、認定者数の増加が見込まれます。令和8年における認定者数は、令和5年よりも348人増の3,721人と推計されます。

なお、令和12年における認定者数は3,851人、令和22年は4,033人と推計されます。



(3) 認知症高齢者の日常生活自立度の見通し

過去の介護保険の要支援・要介護認定時の認知症高齢者の日常生活自立度の判定結果とワークシートの将来の認定者数から推計される自立（Ⅰ）を除いた認知症高齢者の日常生活自立度の数は、第9期計画最終年度の令和8年度には、軽度（Ⅱ）が1,783人、中度（Ⅲ）886人、重度（Ⅳ・Ⅴ）が185人と見込まれます。



資料：「見える化」システムワークシートより推計

3 計画の基本理念・基本目標

〈基本理念〉

みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび

～やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして～

本計画では、市の最上位計画である新たな将来ビジョンの高齢者支援に関する目標である「健康づくりや介護予防、地域活動への参加の促進、就労の機会づくりなどを進めるとともに、介護保険事業や地域支援事業の取組により、高齢になっても健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域でできる限り自分らしく生活できるまち」を目指して、「生きがいを持ち安心して生活できる環境づくり」「介護サービスの充実」「地域支援の充実」の3つの施策を柱に、取り組めます。

■基本目標と施策の方向性

基本目標1 生きがいを持ち安心して生活できる環境

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることが重要であり、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることが必要であることから、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。また、健康(健幸)づくりの推進や地域における見守り体制の充実など地域コミュニティで安心して暮らしていけるよう各種支援を行います。

基本目標2 介護サービスの充実

介護保険制度の安定した運営や介護給付の適正化、需要に応じた介護サービスを供給する基盤づくりを行い、安心して介護サービスを利用できるまちづくりを目指します。また、ケアラーの支援に向けて、適切なサービス利用につなげやすい環境づくりを推進します。

基本目標3 地域支援の充実

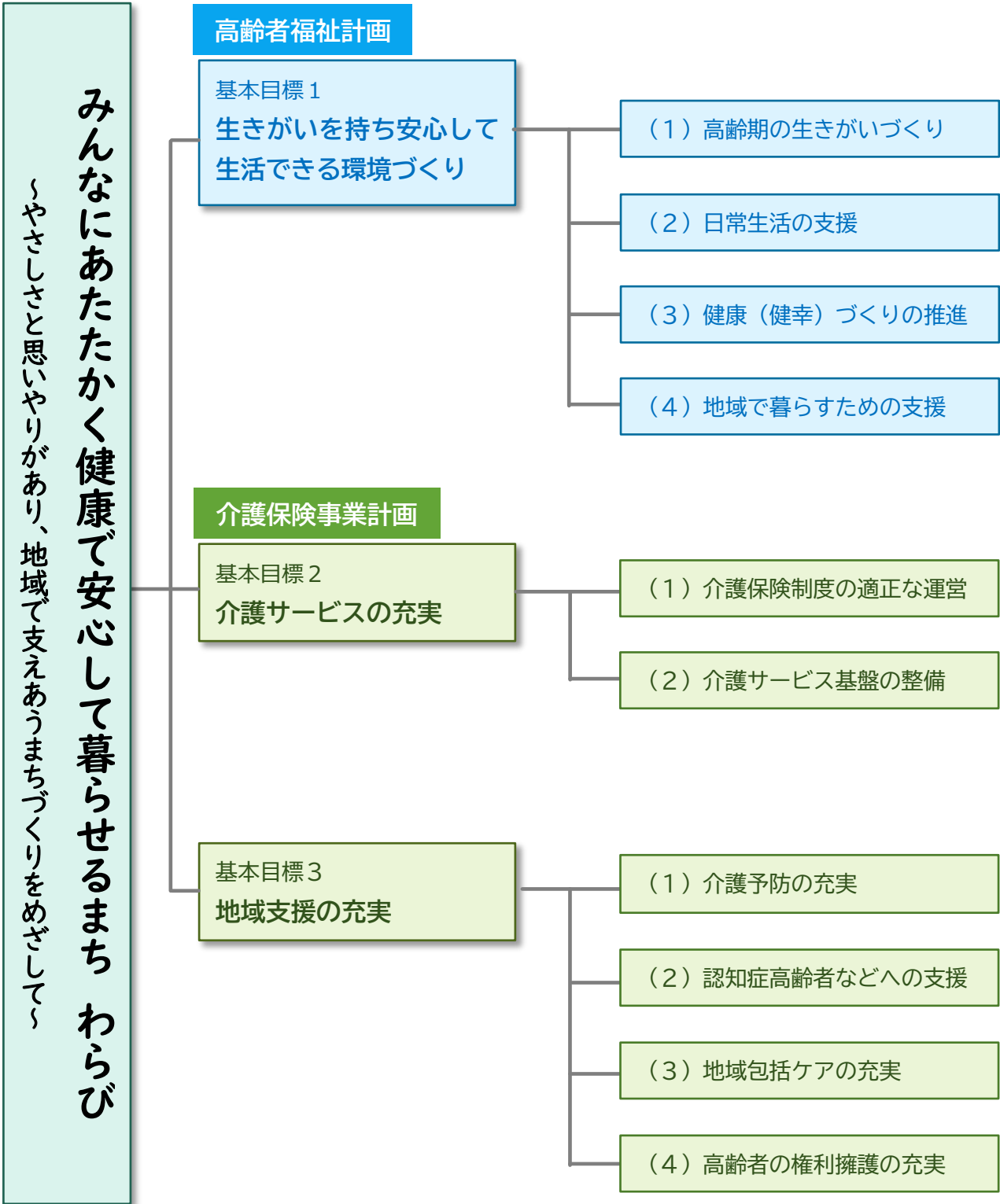
高齢になっても、元気に生きがいを持って生活できるよう、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能を強化し、多職種間の連携等に努め、包括的なケア体制の構築を進めるほか、「いきいき百歳体操」をはじめとする住民主体による介護予防の取組の促進、認知症の人やその家族の相談支援など、認知症ケア体制の充実を図り、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の居場所づくりや地域の支え合い活動の充実に取り組めます。また、医療と介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくために、在宅医療と介護の連携を推進します。

4 施策の体系

〈基本理念〉

〈基本目標〉

〈施策の方向性〉



5 第9期計画の重点取り組み

基本理念及び基本目標の達成を目指すとともに、「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、第9期計画の推進に当たっては、次の4項目を重点的な取り組み項目とします。

1. 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

フレイル(加齢による心身の虚弱)を予防するため、介護予防教室や出前講座等による普及啓発事業のほか、「いきいき百歳体操」など地域の取り組みを支援します。

2. 認知症総合支援事業

国が策定予定の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえながら、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進していきます。

3. 生活支援体制整備事業

訪問型サービスBとして位置付けた「有償ボランティア事業」を含む新たな地域資源の担い手を発掘・養成する等により、支え合い活動の充実に取り組みます。

4. 在宅医療・介護連携推進事業

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療・介護分野でのDX(デジタルトランスフォーメーション)を進め、必要ときに必要な情報を共有・活用できるように支援をしていきます。

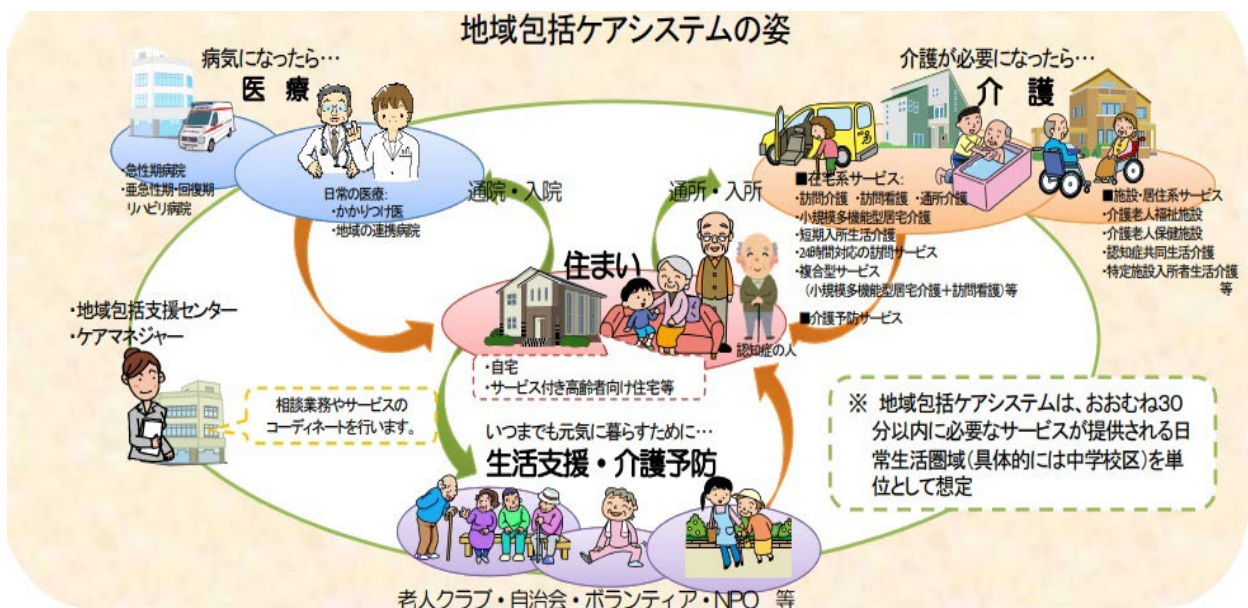


図 地域包括ケアシステムの姿 (厚生労働省)

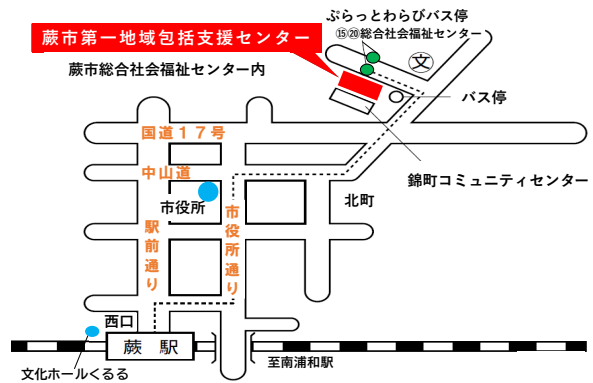
6 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域における介護・福祉・保健などのワンストップ相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核となる「地域包括支援センター(愛称:高齢者サポートセンター)」を市内3ヶ所に設置し、職員の専門性を活かしながら連携をとり、地域に根差した活動を進めていきます。

蕨市第一地域包括支援センター

担当地区：錦町、北町、中央1・3～6丁目
 平日(月～金) 8:30～17:15
 〒335-0005 蕨市錦町3-3-27
 総合社会福祉センター内
 TEL: 048-434-6721

徒歩 蕨駅西口より25分
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス「ぷらっとわらび」西ルート(市民体育館先回り)「⑮総合社会福祉センター」前もしくは、西ルート(市役所先回り)「⑳総合社会福祉センター」前



蕨市第二地域包括支援センター

担当地区：南町、中央2・7丁目
 平日(月～金) 8:30～17:15
 〒335-0003 蕨市南町2-3-2-20
 いきいきタウン蕨内
 TEL: 048-290-8587

徒歩 西川口駅西口より10分
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス「ぷらっとわらび」南ルート「⑬三和中央通り」徒歩3分



蕨市第三地域包括支援センター

担当地区：塚越
 平日(月～金) 8:30～17:15
 〒335-0002 蕨市塚越2-7-6
 TMSビル101
 TEL: 048-498-6122

徒歩 蕨駅東口より6分
 バス 蕨駅西口より蕨市コミュニティバス「ぷらっとわらび」東ルート「③塚越2丁目」徒歩3分



7 保険料段階別の保険料

保険料段階について本市の介護保険料の所得段階は、より所得に配慮した設定とするため、第8期に引き続き14段階とし、さらに低所得者層に対し軽減措置を行っています。

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額(第5段階)を1.0として、それに対する各所得段階での保険料率によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

■ 介護保険料段階表

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 【年額：円】	保険料 【月額：円】
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税または、世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.455 (0.285)	31,461 (19,706)	2,622 (1,642)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万超120万円以下	基準額×0.685 (0.485)	47,364 (33,535)	3,947 (2,795)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が120万円超	基準額×0.69 (0.685)	47,709 (47,364)	3,976 (3,947)
第4段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.85	58,772	4,898
第5段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超	基準額×1.00	69,144	5,762
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	82,973	6,914
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30	89,887	7,491
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50	103,716	8,643
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.70	117,545	9,795
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.90	131,374	10,948
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.10	145,202	12,100
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.30	159,031	13,253
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額720万円以上900万円未満	基準額×2.40	165,946	13,829
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額900万円以上	基準額×2.50	172,860	14,405

※100円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額(年額)となります。

※第1段階から第3段階の保険料率のうちカッコ内は、公費投入による軽減後の額です。